

託送供給等約款の変更認可申請の概要

2023年12月1日

北海道電力ネットワーク株式会社

1. 「収入の見通し」の変更

- 2023年9月29日に託送供給等に係る「収入の見通し」の変更承認申請（期中調整）を行い、国の審議会などの料金審査を経て、11月24日に申請どおり承認されました。
- 2023年度から2027年度までの5か年合計の収入の見通しは、2022年12月に承認された9,938億円から122億円増加し、1兆59億円となりました。期中調整額が反映となる2024～27年度の収入の見通しは、年平均で1,988億円から30億円増加し、2,018億円となります（増加率+1.5%）。

(単位：億円・5か年合計)

	前回承認額	期中調整額	今回承認額
OPEX	2,491	-	2,491
CAPEX	1,402	-	1,402
次世代投資	314	-	314
その他費用・控除収益	1,260	-	1,260
制御不能費用	2,668	+112	2,779
事後検証費用	1,271	+10	1,281
事業報酬	532	-	532
合計	9,938	+122	10,059
年平均 (2024～27年度)	1,988	+30	2,018

調整項目		費用区分	調整額
国 の 審 議 会 の 整 理 を 踏 ま え た 実 績 確 定 分 等 の 反 映	2022 年度 実績 確定分	インバランス 収支過不足	+99
		追加供給kWh 公募費用	+29
		最終保障供給取引 に係る損益	▲26
	第1規制 期間 見積分	容量拠出金 (稀頻度リスク対応分)	+12
小計			+114
約定・公募 結果の反映	電源 I・I' 公募 費用	事後検証 費用	+10
		ブラックスタート 電源確保費用	+0
	容量拠出金 (2026年度約定分)	制御不能 費用	▲2
		小計	+8
合計			+122

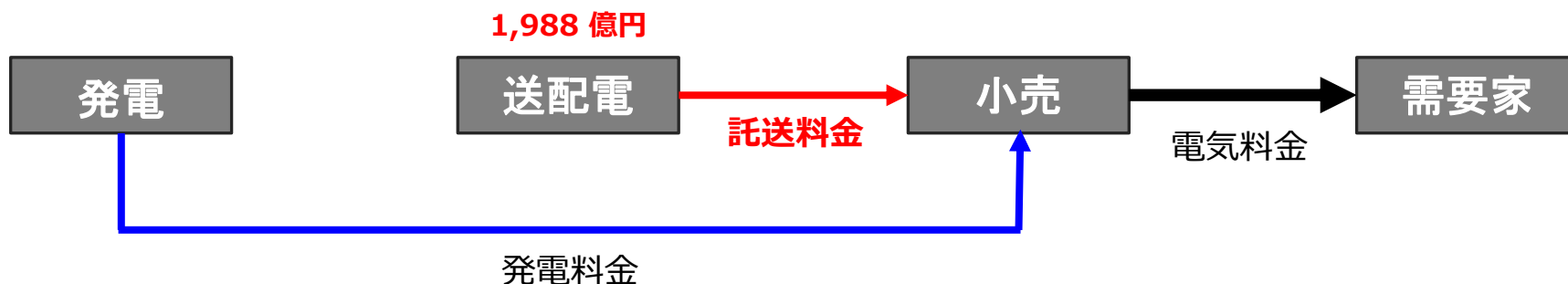
※端数処理により合計等が合わない場合がある。

2. 発電側課金 ① 制度概要

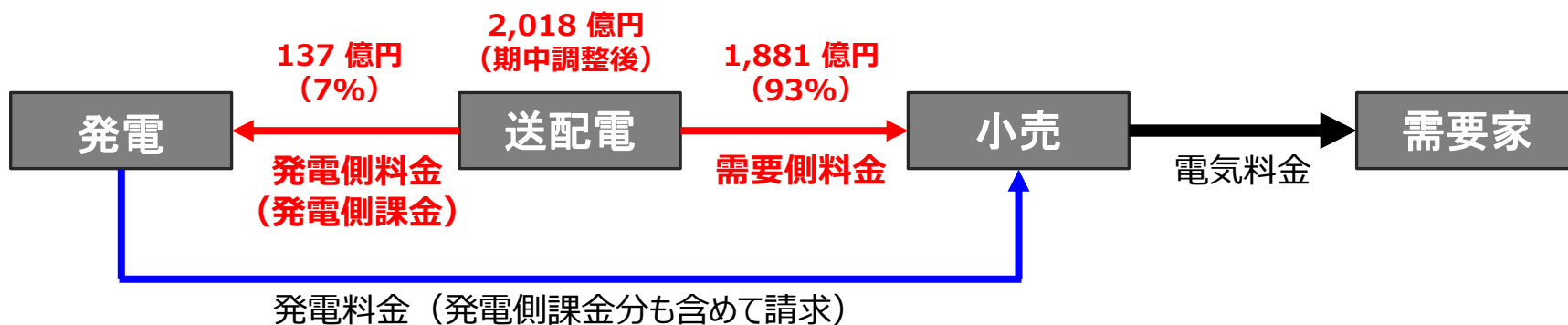
- **発電側課金制度**は、送配電システムの整備（維持・拡充）に必要な費用について、システム利用者である**発電事業者にも一部費用※の負担を求め、より公平な費用負担とする仕組み**です。
- **発電側課金制度の導入後**、小売電気事業者が発電側課金分を反映した電気をエリア外に販売した場合は、**エリアを跨いで系統整備費用などを負担いただくこととなります**。

※ 発電側も受益していると考えられる上位系統（基幹系統・特別高圧系統の送電費・受電用変電費）の固定費

<現行の託送料金制度> ※小売電気事業者に100%請求



<発電側課金制度の導入後> ※発電事業者に系統設備費用の一部を請求

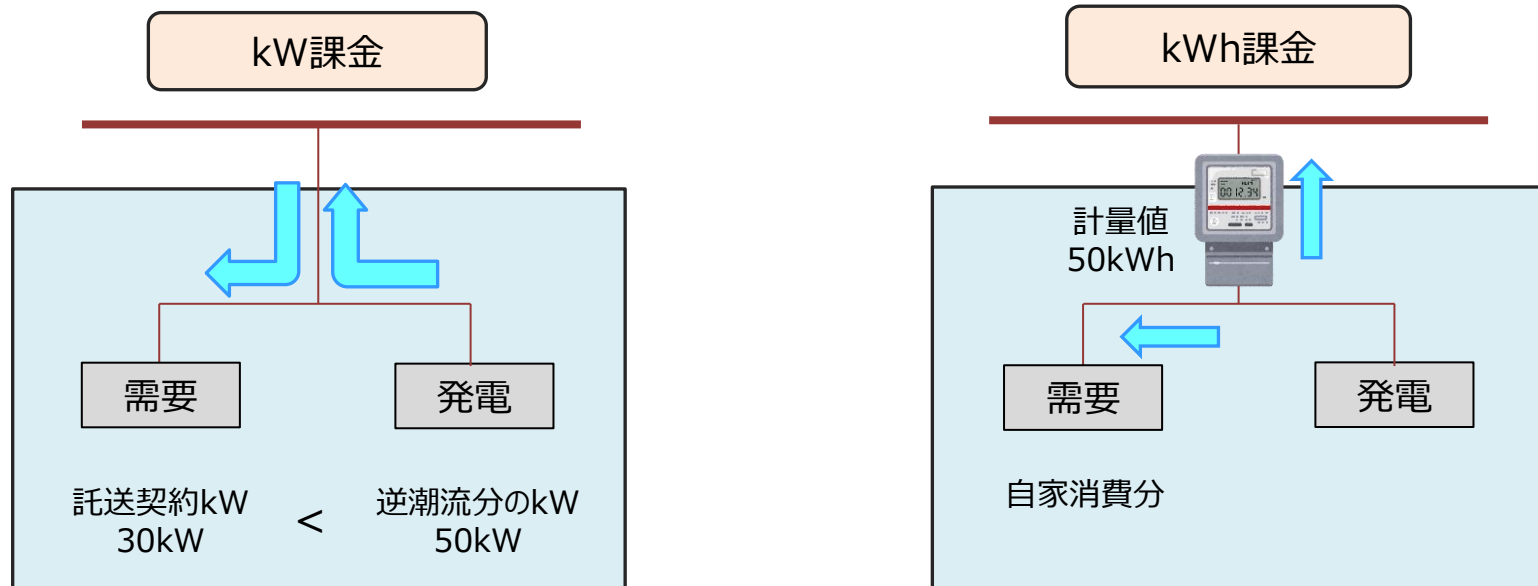


2. 発電側課金 ② 課金対象

- 逆潮流させている電源すべてを課金対象とすることが基本となりますが、以下の電源は対象外です。
 - ✓ 逆潮流分のkWが10kW未満の電源（当分の間）
 - ✓ 2023年度末までに認定を受けたFIT/FIP電源（買取期間終了まで）
- kW課金の対象となるkWは、逆潮流分のkWから需要側の託送契約kWを差し引いた値です。
- kWh課金の対象となるkWhは逆潮流分のみとし、自家消費分は含みません。

※ 揚水発電・蓄電池については、揚水・充電時のkWhが他の電源で課金済のため、kWh課金は免除されます。

<kW課金・kWh課金のイメージ>



kW課金の対象kW	逆潮流分のkW (50kW) - 需要側の託送契約kW (30kW) = 20kW
kWh課金の対象kWh	逆潮流分 = 50kWh

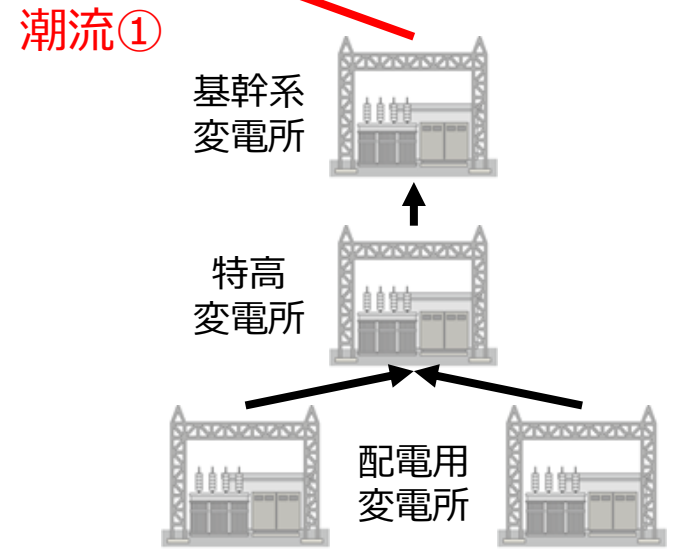
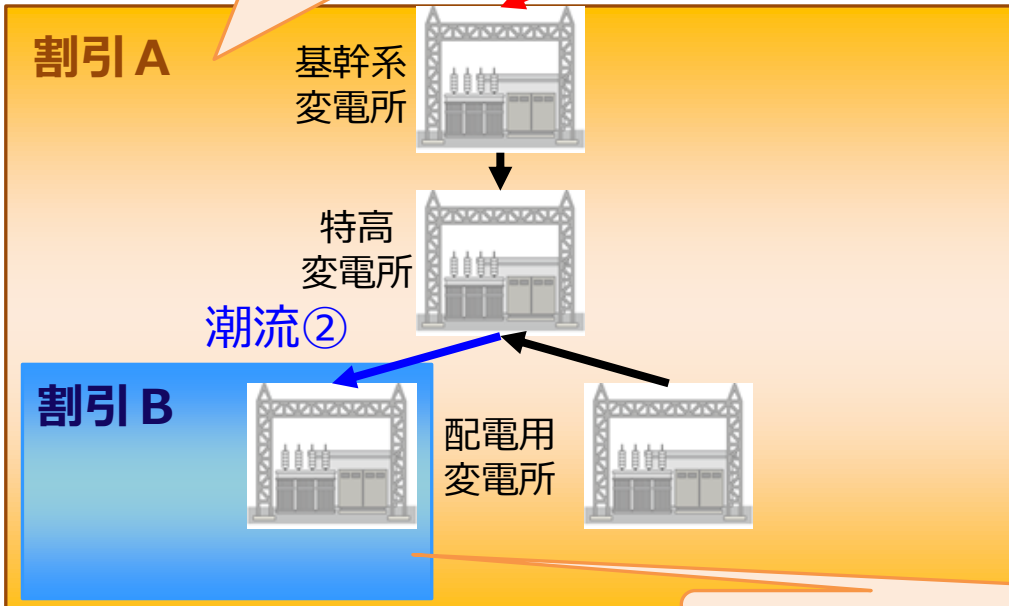
2. 発電側課金 ③ 系統設備効率化割引

- 潮流改善に資する電源の立地誘導と維持のため、「系統設備効率化割引」（kWあたりの割引単価）を新たに設定します。
 - ✓ **割引A**は、基幹系統の潮流が減少することによる設備投資の抑制効果や送電ロスの削減効果を評価し、**基幹変電所・開閉所単位に設定します**（全電源が対象）。
 - ✓ **割引B**は、特別高圧系統の潮流が減少することによる設備投資の抑制効果や送電ロスの削減効果の評価し、**配電用変電所単位に設定します**（高・低圧電源が対象）。

この地域の発電は**潮流①**を減らすため、**送配電設備費用を減らす効果有**



※割引Bの対象地域は、割引Aの対象地域内に限定しない。



この地域の発電は**潮流②**を減らすため、**送配電設備費用を減らす効果大**

3. 供給条件の変更

- 発電側課金導入にともなう託送約款変更に合わせて、以下の供給条件を変更します。

項目	概要
制限または中止の料金割引の廃止（需要側） （2025年4月に実施）	<ul style="list-style-type: none"> ・特定小売料金において制限または中止の料金割引が廃止されること等を踏まえ、業務運営の効率化およびコスト削減による将来の託送料金の低減を図る観点から、需要側託送料金について、制限または中止の料金割引を廃止します。（特定小売料金と同時期の実施）
一次調整力の機能のみを提供する電源等の扱いの明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・需給調整市場の取引規程において、数秒～数分程度の需要変動（極短周期成分）に対する周波数制御用の調整力（一次調整力）のみが約定した場合は、インバランスとの切り分けが困難なため、インバランスとして精算することとなっており、託送約款でも明確化します。
翌々日計画の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・2024年度から容量市場の実需給が開始され、需給注意報発出の検討に使用するため、翌々日の需要計画・発電計画等を提出することになるため、託送約款に規定します。
自家用電気工作物へのサイバーセキュリティ要件の追加 [系統連系技術要件]	<ul style="list-style-type: none"> ・「電気設備に関する技術基準を定める省令」等の改正により、自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を除く）が「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」の対象となったことを受け、系統連系技術要件にサイバーセキュリティ対策を追加します。
電圧変動対策の改定・追加 [系統連系技術要件]	<ul style="list-style-type: none"> ・グリッドコード検討会において、電圧変動対策（連系用変圧器加圧時の瞬時電圧低下対策）の改定案が審議・承認されたことを受け、系統連系技術要件を改定・追加します。
低圧連系要件の改定 [系統連系技術要件]	<ul style="list-style-type: none"> ・「電気設備の技術基準の解釈」や「系統連系規程」の改正により、低圧分散型電源について、逆変換装置（インバータ：直流から交流に変換する装置）を用いずに系統連系する場合、逆変換装置と同等の保安要件を満たすことができれば、逆潮流も可能となったことを踏まえ、系統連系技術要件を改定します。